

不法滞在・不法就労防止にご協力ください！

不法滞在者とは？

密入国者や在留期限が切れている外国人

不法就労とは？

次のような場合の外国人が働くことです。
雇用者も処罰される可能性があります。

- 不法滞在者や退去強制されることがすでに決まっている外国人
 - 観光等の短期滞在目的で来日した外国人
 - 資格外活動許可など働く許可を受けていない留学生等や難民認定申請中の外国人
 - 出入国在留管理庁から認められた在留資格・範囲にそぐわない外国人
- 例) ◇調理師が工場作業員として働く ◇技能実習生が決められた事業所以外で働く
◇留学生が許可された時間数を超えて働く

外国人を雇用する際は在留カード等の確認を！

※ 偽造在留カードや変造したコピーが提示されるおそれがあるため、現物を確認するとともに雇用・離職時におけるハローワークへの届出をお願いします。



大阪府東住吉警察署
警備課
06-6697-1234